

厚岸町子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成規則をここに公布する。

平成29年3月24日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成規則

(目的)

第1条 この規則は、子どものインフルエンザワクチン予防接種（以下「予防接種」という。）の費用の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減と接種機会の確保を図り、子どものインフルエンザの発病及び重症化並びにまん延を予防することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この規則による助成対象者は、予防接種を受ける日において、次の各号のいずれにも該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 本町に住所を有する者
- (2) 生後6月から18歳となる日の属する年度の末日までの間にある者

(助成の額等)

第3条 助成の額は、予防接種に要した費用から、厚岸町予防接種費用徴収条例（平成13年厚岸町条例第54号）第3条に規定するインフルエンザ予防接種費用徴収額を差し引いた額とする。ただし、対象者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合は、予防接種に要した費用の全額を助成する。

2 助成の回数は、同一年度内において1人につき1回を限度とする。ただし、13歳未満の者又は医師の指示により2回の接種が必要な場合においては、2回を限度とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする対象者又はその保護者（親権を行う者、後見人その他

の現に当該子どもを監護する者をいう。) (以下「申請者」という。) は、厚岸町子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成申請書 (別記様式第1号) に、当該予防接種を受けたことを証する書類及び領収書を添えて、予防接種を受けた日の属する年度の末日までに、町長に申請するものとする。

(助成の決定等)

第5条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、厚岸町子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成決定 (不決定) 通知書 (別記様式第2号) により申請者に通知するものとする。

2 町長は、助成が適当であると認めるときは、前項の助成決定の通知の日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な手段により助成を受けた者に対し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(健康被害の処理)

第7条 町長は、予防接種に起因する健康被害が予防接種を受けた者に生じたときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法 (平成14年法律第192号) に基づく救済に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

厚岸町子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成申請書

年 月 日

厚岸町長 様

申請者 住 所 厚岸町  
氏 名 (続柄)  
電話番号 ( ) -

子どものインフルエンザワクチン予防接種の接種費用の助成を受けたいので、書類を添えて申請します。

接種者氏名	生年月日	回数	支払額	自己負担額	申請額
	年 月 日 ( 歳)	1回目	円	円	円
		2回目	円	円	円
	年 月 日 ( 歳)	1回目	円	円	円
		2回目	円	円	円
	年 月 日 ( 歳)	1回目	円	円	円
		2回目	円	円	円
	年 月 日 ( 歳)	1回目	円	円	円
		2回目	円	円	円
	年 月 日 ( 歳)	1回目	円	円	円
		2回目	円	円	円
合計申請額			円		
生活保護受給状況			有 ・ 無		
振 込 先	(ふりがな) 口座名義人名				
	金融機関名	銀行 ・ 金庫 店			
	預金種別	普通 ・ 当座	口座番号		

※この申請書には、医療機関の発行する領収書及び診療明細書又は母子健康手帳、その他予防接種を受けたことを証する書類を添付すること。

別記様式第2号（第5条関係）

厚岸町子どものインフルエンザワクチン予防接種費用助成決定（不決定）通知書

第 号  
年 月 日

様

厚岸町長 印

年 月 日付けで申請のあった厚岸町子どものインフルエンザ予防接種費用助成申請について、次のとおり決定したので通知します。

記

助成決定

- 1 助成決定額 円  
2 支払予定日 年 月 日

不決定

不決定理由

審査請求について

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町長を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。
- なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。